

全国健康関係主管課長会議資料

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部
予防接種課

目 次

1. 令和8年度定期接種化ワクチン

- (1) 小児におけるRSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンの定期接種 …1-1
- (2) 令和8年度以降の高齢者に対するインフルエンザワクチンの定期接種 …1-1
- (3) 令和8年4月以降の高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの定期接種 ……1-1
- (4) 組換え沈降2価及び4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの今後の取扱い …1-1
- (5) 令和8年度の定期接種（まとめ） ……………1-1

2. HPV ワクチン

- (1) HPV ワクチンの接種対象者と接種スケジュール ……………2-1
- (2) HPV ワクチンの年齢別累積初回接種率 ……………2-1

3. 予防接種事務のデジタル化

- (1) 予防接種事務のデジタル化に係る改正予防接種法の概要 ……………3-1
- (2) 予防接種事務デジタル化の全国展開に向けたスケジュール ……………3-1
- (3) 保存期間の見直し ……………3-1
- (4) 特例臨時接種に関する接種記録の保存期間 ……………3-1
- (5) 医療法等の一部を改正する法律の概要 ……………3-1

1. 令和8年度定期接種化ワクチン

(1) 小児におけるRSウイルス感染症に対する母子免疫ワクチンの定期接種【資料1-1】

小児におけるRSウイルス感染症は高い疾病負荷が知られており、予防接種としては、妊婦に接種する母子免疫ワクチンと出生後の児に接種する抗体製剤がそれぞれ薬事承認を得ている。今般、RSウイルス感染症の予防を予防接種法上のA類疾病に位置づけ、令和8年4月より、妊娠28週から37週に至るまでの妊婦の方を対象として、母子免疫ワクチンを用いた定期接種を開始することについて、審議会です承が得られた。一方で、抗体製剤については、現行制度において直ちに定期接種で用いる医薬品として位置づけることは困難であり、予防接種法に基づく予防接種に用いる抗体製剤等の医薬品の範囲について、基本方針部会で議論を開始した。

(2) 令和8年度以降の高齢者に対するインフルエンザワクチンの定期接種【資料1-2】

令和8年度以降の高齢者に対するインフルエンザワクチンの定期接種については、従来の65歳以上の方等を対象とする標準量インフルエンザHAワクチンに加えて、75歳以上の方を対象として高用量インフルエンザHAワクチンを追加することについて、審議会の方針が了承された。

(3) 令和8年4月以降の高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの定期接種【資料1-3】

令和8年4月以降の高齢者に対する肺炎球菌ワクチンの定期接種については、定期接種で用いるワクチンが、従来の23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン(PPSV23)から、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)に変更とすることについて、審議会の方針が了承された。

(4) 組換え沈降2価及び4価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの今後の取扱い【資料1-4】

現在、定期接種で用いられているHPVワクチンのうち、2価及び4価HPVワクチンについては、令和8年度から定期接種で用いるワクチンから除くことについて審議会の方針が了承された。

(5) 令和8年度の定期接種(まとめ)【資料1-5】

令和8年度からは、RSウイルスに対する母子免疫ワクチン、高用量インフルエンザワクチン、沈降20価肺炎球菌結合型ワクチン(PCV20)を定期接種化すること、2価及び4価HPVワクチン、PPSV23を定期接種で用いるワクチンから除くことについて審議会の方針が了承された。自治体の皆様におかれては、必要な準備をすすめていただくようお願いしたい。

2. HPV ワクチン

(1) HPV ワクチンの接種対象者と接種スケジュール【資料 2-1】

HPV ワクチンについては、積極的勧奨の差し控えの間に接種の機会を逃した方へ接種機会を提供するため、令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間、キャッチアップ接種を実施した。また、平成9年度生まれ～平成20年度生まれの女性で、令和4年4月1日～令和7年3月31日までの間に HPV ワクチンを1回以上受けた方に対して、残りの接種を公費で受けることができるよう、令和8年3月末までキャッチアップ接種の経過措置を実施している。なお、HPV ワクチンの男性接種については現在審議会において議論が行われており、引き続き最新のエビデンスについて情報収集を行うこととしている。

(2) HPV ワクチンの年齢別累積初回接種率【資料 2-2、2-3】

自治体の皆様におかれましても、周知広報等の適切な情報提供を実施いただき、その結果、令和6年度末までの HPV ワクチンの年齢別累積初回接種率については、キャッチアップ接種対象者のうち、緊急促進事業の対象外であった世代の累積初回接種率は、40～55%程度まで増加し、定期接種の対象の最終学年の累積初回接種率は、令和7年度上半期時点では53.9%であった。また、定期接種において、標準的接種期間に初回接種する方の割合が増加傾向にある。周知広報に関して自治体の皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、接種を希望する方に接種機会を提供できるよう、都道府県におかれては、引き続き HPV ワクチンの接種に係る情報提供に御協力をお願いしたい。

3. 予防接種事務のデジタル化

(1) 予防接種事務のデジタル化に係る改正予防接種法の概要【資料 3-1】

予防接種事務のデジタル化については、令和 4 年に成立した改正予防接種法に基づき、現在、令和 8 年 6 月 1 日の施行に向けて、国及び関係機関においてシステム等の整備を進めている。

(2) 予防接種事務デジタル化の全国展開に向けたスケジュール【資料 3-2】

デジタル化に際しては、各市町村の健康管理システムについても改修を行っていただく必要がある。現時点において、約 20 自治体が令和 8 年度にデジタル化を開始する予定だが、他の自治体においても、令和 10 年 4 月 1 日の適合基準日までにデジタル化を開始できるよう、システム改修等のご準備をお願いしたい。

(3) 保存期間の見直し【資料 3-3】

令和 8 年 6 月以降のデジタル化に伴い、接種記録が適切にデータベースに格納されるよう、接種記録の保存期間を延長し、市町村において「被接種者が死亡した翌日から 5 年間」保存いただく方針としている。

(4) 特例臨時接種に関する接種記録の保存期間【資料 3-4】

現在、各市町村において保存いただいている新型コロナウイルス感染症に係る特例臨時接種に関する記録についても、本年 2 月 1 日に、保存期間の見直しを行ったため、引き続き、適切に保存・管理していただくようお願いしたい。

(5) 医療法等の一部を改正する法律の概要について【資料 3-5】

昨年 12 月に医療法等の一部を改正する法律が成立したところ。予防接種等関連情報の二次利用の推進のため、同法において予防接種法についても改正し、仮名化した予防接種等関連情報の利用・提供を可能とする規定等を設けており、公布から 3 年以内に政令で定める日に施行する予定のため、ご承知おきいただきたい。